

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 大友 栄二

1 日 時

令和6年10月2日（水） 午前10時00分から
午後 3時07分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

大友栄二、小川克己、志村学、御手洗吉生、榊田貢、中野哲朗、宮成公一郎、
清田哲也、阿部長夫、太田正美、井上明夫、古手川正治、御手洗朋宏、成迫健児、
木田昇、原田孝司、玉田輝義、吉村哲彦、堤栄三、末宗秀雄、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

木付親次、福崎智幸、佐藤之則

6 出席した執行部関係者の職・氏名

会計管理者 馬場真由美、代表監査委員 長谷尾雅通、
監査委員事務局長 河野圭史、企業局長 高野信一、病院局長 井上敏郎
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第92号議案令和5年度大分県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について、第93号議案令和5年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第94号議案令和5年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、第95号議案令和5年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について並びに第106号議案令和5年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	主査	飛鷹真典
議事課委員会班	課長補佐（総括）	秋本昇二郎
議事課委員会班	主査	坂口泰弘

決算特別委員会次第

日時：令和6年10月2日（水）10：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 企業局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

3 病院局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

4 一般会計及び特別会計決算審査

- (1) 決算概要説明（会計管理者）
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答

5 部局別決算審査

- (1) 会計管理局
 - ①決算説明
 - ②質疑・応答
 - ③内部協議（上記4も含む）
- (2) 監査委員事務局
 - ①決算説明
 - ②質疑・応答
 - ③内部協議

6 その他

7 閉 会

会議の概要及び結果

大友委員長 ただいまから、決算特別委員会を開きます。

第3回定例会において付託を受け、継続審査となっている第92号議案から第106号議案までの15件の決算議案の認定について、本日から審査を行います。

審査に先立ち、決算審査の方針等について申し上げます。

去る9月13日の委員会において、本委員会の運営要領を決定しました。決算審査の方針として(1)計数の確認、(2)収支の正否、(3)財産管理の適否、(4)行政効果、(5)必要な改善措置となっています。具体的な審査については、先日お配りした決算審査のしおりを参考にしてください。

次に、前年度の審査報告書に対する措置結果についてですが、各部局審査の際に該当部局から説明があるので、措置結果に対する質疑は各部局審査の質疑とあわせてお願いします。

なお、執行部に対し資料の要求等がある場合は、質疑とあわせて要求していただくようお願いします。また、各部局の審査終了の都度、審査における質疑等を基に審査報告書の検討を行います。各委員においては、運営要領に従い円滑な委員会運営に御協力をお願いします。

それでは、この際付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、企業局及び病院局の公営企業会計の審査並びに一般会計、特別会計に関する会計管理者、監査委員からの概要説明及び会計管理局、監査委員事務局の部局別審査を行います。

これより企業局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、企業局長及び関係者の説明を求めます。

高野企業局長 企業局長の高野です。委員の皆様には、平素から電気事業、工業用水道事業の運営に多大な御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、初めに私から、企業局の経営概況について御説明します。

タブレット資料1-1、企業局の経営概況(令和5年度決算)の1ページをお開きください。タブレット画面右下に青い通知が出たらタッチをお願いします。

まずは、電気事業会計から御説明します。

左上の1売電実績電力量の推移を御覧ください。企業局では、12の水力発電所と一つの太陽光発電所で発電した電力を九州電力に供給しています。令和5年度の水力発電の売電実績電力量は、赤色の折れ線の右端のとおり1億9,540万7千キロワットアワーで、対前年度比103.4%となっています。緑色の折れ線で示している令和5年度の太陽光発電の売電実績電力量は、右端のとおり144万3千キロワットアワーで、対前年度比95.3%となっています。

その下、2電力料金収入の推移を御覧ください。赤色の折れ線で示している令和5年度の水力発電料金収入は、右端のとおり31億3,900万円で、対前年度比103.1%となっています。これは、前年度と比べ降水量が多かったことによるものです。緑色の折れ線で示している令和5年度の太陽光発電料金収入は、令和4年度と同額の6,100万円となっています。

右上の3、電力料金単価の推移を御覧ください。①の水力発電所の単価については、九州電力と2年ごとに契約更改をしており、令和5年度は1キロワットアワー当たり10円63銭となっています。②の大野川発電所、③の松岡太陽光発電所については、いずれも固定価格買取制度、いわゆるFIT(フィット)の認定を受けており、売電単価はそれぞれ1キロワットアワー当たり24円、40円となっています。

その下、4純利益の推移を御覧ください。令和5年度の純利益は、右端のとおり5億1,800万円、対前年度比で50.7%、金額で5億300万円の減となっています。これは、年

間降水量の増加により電力料金収入が増えたものの、発電所リニューアル事業に係る撤去工事費用などの支出が大幅に増加したことによるものです。

次に、2ページをお開きください。工業用水道事業会計について御説明します。

左上の1契約水量の推移を御覧ください。右端のとおり、令和5年度末現在の契約水量は令和4年度と同様、1日当たり56万3千立方メートルとなっています。

その下の2事業所数の推移ですが、右端のとおり、令和5年度末現在、コンビナート企業群などの46の事業所と給水契約を結んでいます。右側の吹き出しに記載のとおり、工業用水道料金は実使用量にかかわらず、契約水量の全量を買っていただく責任水量制を採用しています。料金単価は1立方メートル当たり、第1種が15.8円、第2種が8.8円となっており、全国平均の22.91円と比べて安価で提供しています。46事業所のうち、契約水量の多い事業所は、日本製鉄株式会社関連が1日当たり23万立方メートル、鶴崎共同動力株式会社関連が11万立方メートルなどとなっています。

右上の3純利益の推移を御覧ください。令和5年度の純利益は、右端のとおり3億9,900万円、対前年度比で137.6%、金額で1億900万円の増となっています。これは、電力料金の低下により動力費が減少したことによるものです。

企業局の経営概況の説明は以上です。引き続き、総務課長から決算等の詳細について御説明するので、よろしくお願ひします。

三好総務課長 それでは、第93号議案令和5年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について並びに第94号議案令和5年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明します。

タブレット資料1令和5年度大分県公営企業会計決算書の16ページをお開きください。

初めに、電気事業会計について御説明します。

表の(2)事業収入に関する事項を御覧ください。当年度の事業収入の合計は、当年度欄の

一番下のとおり33億8,691万4,821円で、その二つ右の比較増減欄に示しているとおおり、前年度に比べ6,874万4,728円の増となっています。主な増減理由について説明します。当年度欄の一番上の営業収益は32億8,095万337円で、前年度に比べ9,620万1,531円の増となっています。これは、前年度よりも降水量が多く、水力発電量が増加したことなどによるものです。また、事業外収益は3,872万340円で、前年度に比べ4,777万5,290円の減となっています。これは、企業局で退職した職員の退職手当に係る知事部局負担金の減などによるものです。

次に、(3)事業費に関する事項を御覧ください。当年度の支出である事業費の合計は、当年度欄の一番下のとおり28億6,904万9,703円で、前年度に比べ5億7,231万1,499円の増となっています。主な増加理由について説明します。当年度欄の一番上の営業費用は23億6,765万3,057円で、前年度に比べ2億8,270万7,447円の増となっています。主な増加理由としては、その二つ下の修繕費が水力発電所で定期的に行う大規模修繕工事、いわゆるオーバーホール工事の費用を前もって貯めておく特別修繕引当金の引当額が増加したことなどにより、前年度に比べ1億3,026万8,498円の増となっています。その二つ下の委託費は、桑原発電所の耐震性能照査委託を行ったことなどにより、前年度に比べ6,661万2,775円の増となっています。その下の交付金は、大野川発電所リニューアル事業の完成などにより、固有資産等所在市町村交付金が、前年度に比べ1億1,603万1,700円の増となっています。また、特別損失は4億6,667万6,648円で、芹川第一発電所リニューアル事業に伴う設備の撤去などにより2億9,923万1,717円の増となっています。

一番下の表、差引収支の欄にあるように、当年度の電気事業の純利益は5億1,786万5,118円となり、前年度に比べ5億356万6,

771円の減となっています。

次に、22ページをお開きください。

ただいま御説明した収益及び費用の状況を損益計算書の形にしたものです。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、右端の列の中ほど9億1,329万7,280円となっています。このほか、3の財務収益と4の事業外収益から5の財務費用と6の事業外費用を差し引いた収支は、右端の列の上から2段目、5,242万3,266円となり、営業利益にこれを加算した経常利益はその下、9億6,572万546円となっています。7の特別利益から8の特別損失を差し引いた収支は右端の列の上から4段目、マイナス4億4,785万5,428円で、経常利益からこれを差し引いた収支はその下、5億1,786万5,118円となり、これが当年度の純利益となります。その下、前年度繰越利益剰余金4億3,564万7,838円とその下、その他未処分利益剰余金変動額4億2,436万1,065円を当年度純利益に加算した当年度未処分利益剰余金は右端の列の一番下、13億7,787万4,021円となっています。

次に、26ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金の処分案について御説明します。表の右端の列、未処分利益剰余金13億7,787万4,021円のうち、その二つ下、4億9,550万6,053円を今年度の企業債償還のための減債積立金に、その下、2,235万9,065円を今後の改修費用等のための建設改良積立金にそれぞれ積み立てたいと考えています。

次に、28ページをお開きください。

貸借対照表について御説明します。左側、資産の部の1固定資産ですが、発電所の施設や送電線などの設備に関する(1)電気事業固定資産などで、固定資産合計は右端の列の一番上、239億2,219万8,040円となっています。

2の流動資産は現金預金、電力料金等の未収金などで、流動資産合計は右端の列の下から2段目の68億2,274万9,036円となっ

ています。固定資産と流動資産の資産合計はその下、307億4,494万7,076円となっています。

次に、29ページの負債の部及び資本の部です。負債の部の3固定負債ですが、これは企業債及び引当金で、固定負債合計は右端の列の一番上、115億1,306万1,355円となっています。

4の流動負債は、令和6年度中に償還予定の企業債や工事代金等の未払金などで、流動負債合計は、右端の列の上から2段目、16億845万4,659円となっています。

これらに右端の列の上から3段目、5の繰延収益1億4,271万8,716円を加算した負債合計はその下、132億6,423万4,730円となっています。

次に資本の部についてですが、6の資本金及び7の剰余金を加算した資本合計は、右端の列の下から2段目、174億8,071万2,346円で、これに負債合計を加算した負債資本合計はその下、307億4,494万7,076円となり、前ページの資産合計と一致しています。

以上で電気事業会計の説明を終わります。

続いて、工業用水道事業会計について御説明します。

67ページをお開きください。

3の(2)事業収入に関する事項を御覧ください。当年度の事業収入の合計は、当年度欄の一番下のとおり22億8,177万8,052円で、前年度に比べ1,499万7,189円の増となっています。主な理由について説明します。当年度欄の一番上の営業収益は20億7,310万7,415円で、前年度に比べ3,177万9,204円の増となっています。これは、契約水量の増等によるものです。表の中ほどの営業外収益は2億867万637円で、1,678万2,015円の減となっています。これは、企業局で退職した職員の退職手当に係る知事部局負担金の減などによるものです。

次に、(3)事業費に関する事項を御覧ください。

当年度の支出である事業費の合計は、当年度欄の一番下のおり18億8,255万2,311円で、前年度に比べ9,427万2,473円の減となっています。主な理由について説明します。一番上の営業費用は18億6,966万3,003円で、前年度に比べ9,106万787円の減となっています。主な減少理由としては、職員給与費が退職給付金引当の減少などにより、前年度に比べ4,231万6,805円の減となっています。その二つ下の動力費は電力料金の低下により、前年度に比べ3,900万4,437円の減となっています。

一番下の表、差引収支の欄にあるように、当年度の工業用水道事業の純利益は3億9,922万5,741円となり、前年度に比べ1億926万9,662円の増となっています。

次に、74ページをお開きください。

ただいま御説明した収益及び費用の状況を損益計算書の形にしたものです。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は右端の列の中ほど2億344万4,412円となっています。

3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた収支は、右端の列の上から2段目、1億9,578万1,329円となり、営業利益にこの額を加算した経常利益はその下、3億9,922万5,741円となっています。特別利益及び特別損失はないので、経常利益がそのまま当年度の純利益となります。その下、前年度繰越利益剰余金3億2,707万2,051円とその下、その他未処分利益剰余金変動額1億2,688万7,078円を当年度純利益に加算した当年度未処分利益剰余金は右端の列の一番下、8億5,318万4,870円となっています。

次に、78ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金の処分案について御説明します。表の右端の列、未処分利益剰余金8億5,318万4,870円のうち、その二つ下、8,435万8,455円を今年度の企業債償還のための減債積立金に、その下、3億1,486万7,286円を今後の改修費用等のための建設改良積立金にそれぞれ積み立て

たいと考えています。

次に、80ページをお開きください。

貸借対照表について御説明します。左側、資産の部の1固定資産ですが、施設や送水管、配水管などの設備に関する(1)有形固定資産などで、固定資産合計は右端の列の一番上、175億6,279万3,744円となっています。

2の流動資産は現金預金、水道料金等の未収金などで、流動資産合計は右端の列の下から2段目の68億6,890万7,566円となっています。固定資産と流動資産の資産合計はその下、244億3,170万1,310円となっています。

次に、81ページの負債の部と資本の部です。

負債の部の3固定負債ですが、これは企業債及び引当金で、固定負債合計は右端の列の一番上、15億4,829万256円となっています。

4の流動負債は、令和6年度中に償還予定の企業債や工事代金等の未払金などで、流動負債合計は右端の列の上から2段目、6億6,951万9,699円となっています。

これらに右端の列の上から3段目、5の繰延収益26億7,023万845円を加算した負債合計はその下、48億8,804万800円となっています。

次に、資本の部についてですが、6の資本金及び7の剰余金を加算した資本合計は右端の列の下から2段目、195億4,366万510円で、これに負債合計を加算した負債資本合計はその下、244億3,170万1,310円となり、前ページの資産合計と一致しています。

大友委員長 次に、決算審査の結果について監査委員の説明を求めます。

長谷尾代表監査委員 令和5年度大分県電気事業会計及び工業用水道事業会計決算に係る審査意見について、監査委員を代表して説明します。

資料番号4番、令和5年度大分県公営企業会計決算審査意見書の3ページをお開きください。

この意見書は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、本年6月7日に知事から監査委員の審査に付された各事業会計の決算につ

いて審査を行い、その結果を8月5日に知事に提出したものです。

7ページをお開きください。

まず、第1審査の概要ですが、各事業会計の決算に係る審査は、大分県監査委員監査基準に準拠し実施しました。

2審査の方法ですが、決算及び関係書類について、総勘定元帳や会計伝票等証拠書類との照合を行うとともに、定期監査及び例月出納検査等の結果を踏まえて慎重に審査しました。

3審査の主眼ですが、各事業が常に企業の経済性を発揮しているか、公共の福祉を増進するように運営されているかなどについて、記載の3点に主眼を置き、審査を行いました。

次に、第2審査の結果です。各事業会計の決算書その他決算関係書類は、さきほど説明した方法により審査した限りにおいて法令に適合し、かつ正確であることが認められました。また、予算の執行、収益、費用及び財産に係る事務については、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、各事業会計決算の審査意見について説明します。

まず、電気事業会計についてです。27ページをお開きください。

1審査意見の(1)経営成績及び財政状態ですが、電気事業は再生可能エネルギー固定買取制度(FIT)が適用される大野川発電所の売電実績が前年を若干上回ったこと等により、営業収益が微増したものの、修繕費などの営業費用の増加や芹川発電所リニューアル事業等に伴う固定資産除却損等により、純利益は前年度と比べると半減しています。大きく減益となっていますが、これは将来の収入増を見越した積極的な投資によるもので、安定した経営を維持しています。また、短期・長期の財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

次に、(2)総合意見ですが、大分県企業局経営戦略及びアクションプランに基づく取組が進められましたが、今後とも、芹川発電所等のリニューアル事業によりFIT等認定施設を拡

大し、収益力向上を着実に図ることが重要です。また、現在の電力受給契約の基となる九州電力株式会社との長期基本契約が令和7年度末で終了することを踏まえ、一般競争入札等による売電契約への移行に万全を期することが必要です。さらに、発電所及び送電施設等の地震・風水害対策の強化や老朽化した施設の長寿命化工事等の計画的な実施が求められます。これらの取組を着実に実施し、引き続き安定的なサービスの提供に努めるよう要請しました。

電気事業会計決算に係る審査意見については以上のとおりです。

次に、工業用水道事業会計について説明します。43ページをお開きください。

1審査意見の(1)経営成績及び財政状態ですが、工業用水道事業は責任水量制による安定した料金収入に支えられ、良好な経営を維持しており、短期・長期の財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態ともに、おおむね健全であると考えられます。

続いて、(2)総合意見ですが、大分県企業局経営戦略及びアクションプランに基づく取組が進められましたが、事業開始から60年以上が経過し、管路等設備の老朽化が進んでいることから、隧道の点検及び補修を効率的・計画的に行っています。一方、経営成績を見ると、電力料金の低下により動力費が減少したことなどにより、前年度より純利益が増加しました。しかしながら、不安定な世界情勢が続いていることから、引き続きエネルギー事情などの経済動向を注視する必要があります。加えて、今後、多額な施設・設備の更新が予定されていることから、より一層のコスト削減や設備更新時の省エネ機器導入等の検討が必要です。

これらの取組を着実に実施し、引き続き安定的なサービスの提供に努めるよう要請しました。

工業用水道事業会計決算の審査意見については、以上のとおりです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、本日以降の本委員会での質疑の順序について確認します。

最初に事前通告をした委員、次に事前通告な

しの委員、最後に事前通告をした委員外議員の順に質疑を行います。事前通告なしの委員外議員については、進行状況等を勘案しながら指名するので、あらかじめ御了承願います。

発言は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立しマイクを立てて行ってください。

質疑は付託された決算議案に対する質疑にとどめるとともに、説明資料におけるページ及び事業名などを明らかにしてください。

質疑は関連質疑も含め一人5分以内で、再質疑は2回までとなっているので要点を簡潔にお願いします。なお、質疑に対する執行部の回答が要領を得ない場合や、執行部からの質疑内容の確認に対する委員等の回答については再質疑とみなしませんので御了承願います。

また、委員外議員の関連質疑は、委員の質疑終了後に別途お願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔かつ明瞭に答弁願います。

事前通告が2名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 まず1点目、電気事業会計ですが、松岡太陽光発電事業の売電実績電力量が対前年度比95.3%となっています。これは天気の関係が大きいのかと思うけれども、その関係はどうなのかと。また、九州電力が今、売電規制等を行っていますが、その影響はあるのか。

次に、工業用水道事業の関係で今後、資材費高騰とか人件費引上げ等の経費が増えると見込まれますが、その対策としてどうなのかと。さらに、それに基づいた単価の見直しも考えているのかお聞きます。

最後に、企業局として、今後の経営方針としての脱炭素化との関わりの方針はどうなのか、以上3点お伺いします。

津末工務課長 松岡太陽光発電の売電実績電力量についてお答えします。

令和5年度の売電実績電力量が前年度から減少した主な原因ですが、日照時間等は前年度に比べるとそこまで短いことはなく、私どもは令和5年度の出力制御——電力の需要と供給のバ

ランスを保つために、一般送配電事業者からの指令により各発電所が出力を制御するものですが、この回数が令和5年度は40回あり、令和4年度の29回に比べて増加したことだと考えています。出力制御の40回には、制御された分の料金が補填される代理制御相当分の12回が含まれているので、実際の企業局が本来行うべき出力制御は28回となります。なお、売電実績電力量は建設当時に計画した年間の予定電力量を9%ほど上回っているため、事業への影響はないものと考えています。

三好総務課長 私から2点目、3点目についてお答えします。

まず、2点目の工業用水道事業の物価高騰等の対策及び料金単価の見直しについてお答えします。近年の物価高騰による費用の増加に伴い、その対策として、令和5年度末に経営戦略アクションプランの見直しを行いました。見直しにあたり、今後の資材費や労務費の上昇を見込むとともに、事業計画の精査、検討を行うことで利益が確保できる見込みとなっています。なお、現時点においても想定範囲内で推移しているため、事業に影響は出ていません。今後も事業計画の見直しや新技術の活用など、創意工夫し、費用の削減に努めていくこととしており、現時点で工業用水の単価を見直すことは考えていません。引き続き、今後の物価上昇の動向や事業の収支への影響を注視します。

次に、脱炭素化の方針についてです。企業局では、経営戦略においてグリーン社会の実現に向けた電力の安定供給を掲げ、再生可能エネルギーの導入拡大にもつながる発電所リニューアルを計画的に進めています。また、脱炭素化も含めた新たな事業展開に向けて、先進事例の収集や視察等を行っています。今年度からは、新たに事業性検討会を設置し、水力発電所の発電電力量のアップ等に向けて検討を進めています。

堤委員 一つ、太陽光発電の関係で、さきほどちょっと言葉が聞き取れなかったんですけど、40回から実質的には28回と。何の制度があってそうなったのかが一つと、出力規制によって売上げにどれぐらい影響があるのかな。全体

的な流れとすれば影響はなかったという話だけれども、その出力規制における売上げの減少について聞かせてください。

それと、工業用水道事業の関係では、事業計画やアクションプラン等でいろいろやっている。ただ、今回の場合には、かなり経費の増加が大きいよね。当然、資材費とか人件費、人件費が一番大きいのかな。それによって、経費をいくら削減したとしても当然経費は上がるわけだから、そうすると利益率は下がってくると思うよね。その対策は、何か内部留保を取り崩してやるのかなというのの一つ。

それともう一つ、地域貢献は何年か前から工業用水道事業の場合なくなってきたよね。今後、どういう方向で考えているのかと。電気事業の場合にはあるけど、工業用水道事業は何年か前になくなってきているから、その方向性を聞かせてください。

津末工務課長 代理制御についてですが、この制度は出力制御を行うにあたり、一般送配電事業者がオンラインで直接出力の制御をできる発電所、それから一般送配電事業者が直接オンラインでは制御できない、いわゆるオフラインの事業者があります。企業局の場合は令和3年度末に設備を改修して、オンライン制御の事業者、つまり一般送配電事業者が直接私どもの松岡太陽光発電所を制御できるようにしています。代理制御では、公平に各発電所で出力の調整を行います。この場合に直接制御できないところは、我々も令和3年度以前がそうでしたが、一般送配電事業者からの指示があれば、その日の朝に現場に行って設備を切ると。また夕方になって設備を入れるということをやっていました。この代理制御という制度ができて、送配電事業者から直接コントロールできない発電所に代わって、直接コントロールできる私どものような発電所の方で制御を代わりに行うと。その代わりに当然、制御を行った分は発電は減りますが、本来得られた収入についてはきちんと後ほど補填をする制度になっています。

それから、実際の減少額ですが、出力制御を行った前後の天候状況から類推することしかで

きませんが、令和5年度は1回当たり16万円ほどの減収だろうと私どもは試算しています。それが28回あったので、金額的には約440万円が、この出力制御によって減収したものと考えています。

三好総務課長 工業用水道事業について、物価高騰等によって今後、内部留保等を使用していくのかという御質疑が1点です。そのことですが今後、委員が御指摘のように物価高騰等で工事費等が高騰していくことも考えられますが、その場合、これまで黒字を確保しているのも、もし当年度の収支で赤字が出る場合があれば、内部留保の資金等を活用していくことになるかと考えています。

次に、工業用水道事業の地域貢献ということで、これまで工業用水道事業については、県政貢献として一般会計に1億円ほど繰出しをしていたところですが、工業用水道事業の設備がかなり老朽化しており、これから多額の経費が見込まれるので、今はその1億円は繰出しをしていない状況です。当面は、収支状況を考えると繰出しはなかなか難しいと考えています。

堤委員 最後に、工業用水道事業の単価、全国平均が22.91円だよ。大分県の第1種、第2種と全国平均の差は非常に大きいんですよ。全国平均と大分県の料金単価の差はどこから出ているんですか。

三好総務課長 全国平均との差ですが、大分県がかなり安いということで、大分県の場合は河川の表流水を活用している状況で、他県よりも工業用水の設備等に係る費用が少ない状況があるかと思えます。そういった面で、大分県は割安の単価が設定できていると考えています。

木田委員 質疑通告していましたが、今の堤委員の質疑で回答があり、工業用水道事業会計の県政貢献の取組再開の見通しについては当面難しいことで今承りましたので、それに関連して質疑します。

動力費ですね、これがかなり会計を圧迫している状況ではないかと思えます。今後も、電気代は上昇が見込まれると思いますが、動力費節減という手法は今後あるのか、もう上がってい

くものはしようがないのか、その辺の工夫は考えているのかお聞かせください。

津末工務課長 工業用水道事業の場合には、送水であったり揚水——河川から水をくみ上げたり、それを企業に送るポンプの動力費が非常に高額になります。そのため、今後、ポンプの更新をする際には、例えばインバーター式であるとか、なるべく電力の消費が少ないものを導入していきたいと考えています。ただ、現在のポンプは特に更新時期に来ているわけでもなく、早々に更新をすることは考えていないので、何とかほかの費用の縮減等を図りながら対応したいと考えています。

木田委員 電気事業では発電、売電しながら、工業用水道事業では、高く電気を買うという、何か非常にもどかしい状況になっていると思うので、何かその辺のギャップを埋められることができればと話をしました。本県も人口減少の中で、これまで工業用水道事業にしる電気事業にしる、貴重な財源をこれまでとても多く生み出してきたと思うので、是非とも今後も県政貢献というか、一般会計に多く繰出できる経営環境を頑張っていたきたいと思います。

大友委員長 それでは、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

阿部委員 太陽光発電で質疑します。松岡の発電所はいつから発電を開始しているのかと、規模ですね。

それともう一点、これは40円で契約しているようですから、30日ルールが適用されると思うけれども、後発の人は抑制無制限というルールがあるんですね。そういう中で、40回とさきほど言われましたけど、40回停止をした理由。そして、補填したのはその差額だと思うんですけれども、その根拠。それから曖昧なところはないのか、本当に30日ルールがしっかりと守られているのか、ここら辺は検証しているのか。ここら辺を教えてください。

津末工務課長 まず、松岡太陽光発電所は平成25年7月から発電を開始しています。出力規模ですが、最大出力1,362キロワットです。

それから、松岡太陽光発電所も30日ルール

の適用発電所になっています。私どもが実際に出力制御を受けた回数は40回で、九州電力送配電株式会社も、そこは公平さを担保するとホームページ等にもその結果を公開しているし、そのほか、我々への補填金額等も検証しながら、さきほど申した12回程度ということで確認しているのですが、差引きして30日のアッパーに対して、令和5年度については28回で検証しています。

阿部委員 1,362キロワットの発電規模のようですけども、約5,700万円という発電量について、これが妥当かはどうでしょうか、そこら辺はどう考えていますかね。もう少し収入があってもいいのではないかと思うんです。過去から見ると、そんなに変動がないようですが、これだけの規模でそれぐらいしか発電していないのかなと思うんですけど、そこら辺はどう考えていますか。

津末工務課長 実績がどうかということですが、私どもが松岡太陽光発電所建設計画を行うにあたり、その発電電力量の推定値、これは日本産業規格(JIS)で定められているものがありますが、こちらの算定式で大分県の日射量等を入れながら算定した年間の予定電力量が132万4千キロワットアワーという数字になっています。これを基に計画を立てましたが、実績として令和5年度で144万2,680キロワットアワーで、計画段階での想定電力量を9%上回っており、メンテナンス等もやりながらですが、きちんと発電ができていると認識しています。

阿部委員 最後ですが、これは管理会社が入っているんですか。この県の太陽光発電事業所に管理会社が入って、管理会社はどのような管理をして、県に対してどのような報告をしているのか。発電量がどうも少ない気がしています。ですから、管理会社が入っているのか、そこら辺を最後に教えてください。

津末工務課長 松岡太陽光発電所の基本的な日常管理は、企業局の職員が直営で行っています。5年に1度、保安規定等でパネル等の出力の特性とかを確認する際には、入札をかけて業者に

発注をして行っています。そちらの報告でも特に大きな異常はないということで、ただ、やっぱり汚れとか初期のちょっとした、恐らく製造のばらつきによるものだと思いますが、そういったもので少し出力が低下ぎみのもの等については、パネルの交換等で対応していくことになるかと考えています。

大友委員長 ほかに委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかにないので、これで質疑を終了します。

これをもって企業局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔監査委員、企業局、委員外議員退室〕

大友委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの企業局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。

堤委員 さきほどの工業用水道事業の売水単価の関係だけど、全国平均が22.91円で、大分県では第1種で15.8円、第2種が8.8円でしょう。これは表面水を吸っていて設備投資に費用がかからないという説明があったけれども、ちょっとやっぱり開きが大きいと思うんですわ。そういう点では、単価をもう一遍、重々検討してみるべき時期ではないのかと。物価高騰もあるから、そういう点を是非検討していただければと思います。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員 それでは、ただいま委員からいただ

いた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 それでは、そのようにします。

以上で企業局関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時休憩します。

午前10時58分休憩

午後1時00分再開

小川副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより病院局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔、明瞭にお願いします。

それでは、病院局長及び関係者の説明を求めます。

井上病院局長 病院局長の井上です。委員の皆様においては、日頃から病院事業の運営について御理解、御支援をいただきお礼申し上げます。本日は、病院事業に係る決算について御審査いただきますが、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、決算関係の説明に入ります。

資料番号3-1 決算特別委員会資料（病院局）の4ページをお開きください。

令和5年度病院事業の取組状況を記載しています。この主な内容について説明します。

当院は県民医療の基幹病院として、県民の安心・安全を医療面で支えるべく、継続して良質な医療を提供する役割を担っています。

新しい時代に対応した質の高い医療を提供するため、令和5年度から令和8年度までの4年間を対象期間とする第五期中期事業計画を令和5年3月に策定し、「持続可能な病院を目指して」を基本理念に、県民医療の基幹病院としての役割など五つの柱の下、取組を進めています。

まず、(1)の県民医療の基幹病院としての役割については、高度急性期・急性期医療の機能を充実させ、断らない受入体制を堅持すると

ともに、回復期における患者の連携医療機関への転院を促進し、地域との連携の強化を図っています。

次に（２）の県民の求める医療機能の充実については、令和５年８月に手術支援ロボットダヴィンチを導入し、先端技術を活用した新しい高度・専門医療に取り組んでいるところです。

政策医療では、基幹災害拠点病院としての防災機能強化を図るため、大分川の氾濫による浸水被害に備え、令和４年５月から電気、水、医療ガスなど病院インフラ設備の高架化工事を実施していましたが、令和５年６月に浸水対策設備棟が完成しました。

（３）の良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応については、令和６年１月に電子カルテシステムを中核とした病院総合情報システムを更新し、さらなるデジタル化による良質な医療の提供と病院全体の業務効率化を図っています。

また、術後のチューブ除去など特定行為を行える看護師の養成のほか、医療秘書や看護助手等を効果的に配置し、ワークシェアリングとタスクシフトを進めるなど、医師及び看護師の働き方改革に取り組んでいます。

（４）の地域医療機関等との医療連携については、高度急性期・急性期医療機関として地域の医療機関から患者を受け入れ、状態の早期安定化を図るとともに、急性期を脱した患者を地域の医療機関につなぐための相互連携関係の強化を進めています。

５ページを御覧ください。

（５）の経営基盤の強化については、収入の確保に向けて、コロナ禍で特に減少した中等症患者の掘り起こしに向けた地域の医療機関への訪問強化や健康診断要精密患者の積極的な受入れなどに取り組んでいます。

他方、費用の削減に向けても診療材料や薬品等を調達する際、民間企業のノウハウを活用するなど業務の見直しを進めています。

第五期中期事業計画における稼働目標について、その下の表を御覧ください。目標を８指標設けています。

初年度にあたる令和５年度は、新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後も全国的に患者が受診を控える傾向が続いていたことなどにより、八つの稼働目標のうち、１日あたりの新外来患者数などの４指標で目標を下回っており、患者が戻り切っていない状況を反映しています。一方、入院及び外来診療単価などの４指標については目標を達成しました。

今後とも、県民の安心・安全を医療面で支えていくとともに、持続可能な経営基盤の確立に向けて、一層努めていきます。

次に、資料６ページをお開きください。決算状況の概要です。

令和５年度は、新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後も依然として患者の受診控えの傾向が続いている中、入院については前年度より患者数が若干増加したことなどに加え、がん化学療法などにおける高額な薬剤の使用量が増えたことなどにより単価も上昇したことから、医業収益は前年度より増加しました。

一方、人事委員会勧告による給与費の増加、物価高騰や賃上げの影響による材料費、経費の増加などで医業費用も増加しています。

医業収支が前年度に引き続き赤字になったことに加え、新型コロナウイルス感染症関連の補助金が新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行に伴い、前年度よりも大幅に減額となったことから、最終損益では６億３，９００万円の赤字決算となりました。

以上で決算状況の概要についての説明を終了します。

病院の概況及び決算状況の詳細については、このあと次長兼事務局長から説明します。

於久病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、県立病院の組織及び事業概要について御説明します。

タブレットは資料番号３－２病院の概況（病院局）をお開きください。紙資料は桜色の表紙の冊子、病院の概況を御用意ください。

タブレットは６ページを開いて左側のページを御覧ください。冊子は３ページをお開きください。病院の組織機構について御説明します。

本院は一番上の診療科部として、循環器内科部をはじめとする26科部、中央診療部門として放射線科部などの11科部、医療技術部門として薬剤部などの5科部、そのほか看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センター、精神医療センターからなっています。

次に、タブレットは9ページを開いて右側のページを御覧ください。冊子は6ページをお開きください。職員の状況について、令和6年4月1日現在の職員数を記載しています。

一番上の医師188名のほか、薬剤師などの医療技術職、看護師、事務職等合計で1,156名が当院の職員総数です。

次に、タブレットは18ページを開いて左側のページを御覧ください。冊子は15ページをお開きください。施設の概要について御説明します。

病院本館については、地下1階、地上10階建てで、屋上にはヘリポートを備えています。

本館の1階には各診療科の外来部門や患者総合支援センター、救命救急センターの初療室、周産期センターや精神医療センターの外来部門が、2階には外来部門のほかに手術室、ICU、検査室、周産期センターや精神医療センターの病棟があります。

4階から9階が病棟で、一つの階につき東西二つの病棟を配置しています。病棟ごとの主な診療科は記載のとおりです。

タブレットは右側のページを御覧ください。冊子は16ページを御覧ください。

表の下から2番目の欄にある三養院は、病床数6床の県内唯一の感染症専門病棟です。なお新型コロナウイルス感染症患者については、令和5年5月の5類感染症移行後は本館の一般病棟の個室等において治療を行っています。

表の一番下、さきほど病院局長が説明した浸水対策設備棟は、2階部分に受水槽や給水設備、3階部分に自家発電装置や医療ガス等を設置しています。

次に、タブレットは30ページを開いて左側のページを御覧ください。冊子は27ページを

御覧ください。

一番上の表(1)の許可病床数は、一般病床が509床、精神病床が36床、感染症病床が12床の合計557床です。

一番下の表(3)入院患者延数、新入院患者数、病床利用率、平均在院日数の欄を御覧ください。表の一番下の行が令和5年度の数値ですが、一般病床については入院患者延数14万5,277人、病床利用率は78.0%、平均在院日数は10.8日となっており、入院については患者数が前年度より増加しています。

次に、タブレットは31ページを開いて右側のページを御覧ください。冊子は28ページをお開きください。

ページ中ほどの(6)外来患者延数、1日平均診療人数、新規外来患者数の欄を御覧ください。令和5年度の外来患者延数は19万8,448人、1日の平均診療人数は816.7人となっており、外来については患者数が前年度より減少しています。

以下、タブレットの35ページ、冊子の32ページまでは、診療科別外来患者延数やドクターカーの活動件数などの活動実績を記載しています。病院の概況の説明は以上です。

続いて、令和5年度決算について御説明します。さきほど病院局長の説明で使用した資料番号3-1決算特別委員会資料(病院局)の7ページをお開きください。3決算状況報告について御説明します。

まず(1)の決算報告書(収益的収入及び支出)についてです。上の表、収入の部ですが、表の右から3番目の税込決算額の欄、上から2行目の第1項医業収益は185億5,410万9,511円です。その下第2項医業外収益は16億310万656円です。その下第3項特別利益は4,708万5,045円です。以上を合計した病院事業収益の決算額は、一番上の行にあるように202億429万5,212円となっています。

次に下の表、支出の部ですが、右から3番目の税込決算額の欄、上から2行目の第1項医業費用は206億7,660万9,178円です。

その下第2項医業外費用は1億336万9,326円です。その下第3項特別損失は8,238万234円です。以上を合計した病院事業費用の決算額は、一番上の行にあるように208億6,235万8,738円となっています。

次に、資料の8ページをお開きください。(2)の決算報告書(資本的収入及び支出)についてです。

上の表、収入の部ですが、右から3番目の税込決算額の欄、上から2行目の第1項企業債は6億8,300万円です。その下第2項負担金は2億3,169万3千円で、これは企業債の元金償還に係る一般会計からの繰出金を受け入れたものです。以上を合計した資本的収入の決算額は、一番上の行にあるように9億1,469万3千円となっています。

次に下の表、支出の部ですが、右から6番目税込決算額の欄、上から2行目の第1項建設改良費は23億4,416万6,497円で、これは第3期病院総合情報システムの更新や手術支援ロボットダヴィンチなどの医療機器の購入、浸水対策設備棟の建設工事等に要したものです。

その下、第2項企業債償還金は7億2,320万2,278円で、これは病院の施設整備や医療機器の購入などのために借り入れた企業債の元金償還金です。

そのほか、他会計からの借入金償還金1,957万円、資産運用として県債を購入した投資その他の資産4億円を合わせた資本的支出の決算額は、一番上の行にあるように34億8,693万8,775円となっています。

次に、資料9ページを御覧ください。(3)損益計算書について御説明します。

まず、入院・外来収益などの1医業収益は、右から2番目の列の一番上にあるように、185億3,867万409円です。これに対して、給与費や材料費などの2医業費用は、その下にあるように197億4,250万953円です。医業収益から医業費用を差し引いた医業損益は、一番右の列の一番上にあるように12億383万544円の損失となり、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も全国的に受診控え

の傾向が続いたことや、物価高等による費用の増加の影響を受け前年度に続いて赤字を計上しています。

次に、一般会計からの繰入金などの3医業外収益は、右から2番目の列の上から3番目にあるように15億9,026万7,565円です。これに対して企業債の支払利息などの4医業外費用は、その下9億9,038万6,564円となっており、医業外収益と医業外費用の差引は、一番右の列の上から2番目にあるように5億9,988万1,001円の利益を計上しています。その結果、経常損益は一番右の列の上から3番目にあるように6億394万9,543円の赤字を計上しました。これに特別利益と特別損失の差引きを加えた当年度純損益は、一番右の列の下から4番目にあるように6億3,925万2,947円の損失となり、前年度繰越利益剰余金54億5,564万6,476円と、その他未処分利益剰余金変動額3億3,118万6,376円を加えた当年度未処分利益剰余金は51億4,757万9,905円となっています。

次に、資料10ページを御覧ください。(4)剰余金処分計算書(案)について御説明します。

一番右の欄、未処分利益剰余金51億4,757万9,905円のうち、その2段下3億5,515万3,662円を、令和6年度の企業債償還のための減債積立金に積み立てたいと考えています。

なお、資料11ページは個人医業未収金の状況と対策を、資料12ページは一般会計負担金等の状況を、資料13ページは損益及び一般会計繰入額の推移を、資料14ページには令和元年度から令和5年度までの比較損益計算書を記載しています。

令和5年度決算の説明は以上です。

次に資料番号16番、令和5年度行政監査・包括外部監査の結果の概要について御説明します。病院局については、行政監査については対象となっていないので、包括外部監査について御説明します。

資料の9ページをお開きください。包括外部

監査結果の概要です。

令和5年度の包括外部監査では、3監査テーマ及び監査対象に記載している債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行についてを監査テーマに、4監査の着眼点に記載している内容で監査が行われ、5主な監査の結果にあるように、県全体で91件の個別の指摘事項をいただきました。

資料31ページをお開きください。病院局に関しては、個人医業未収金について改善事項1件、勸奨事項6件の指摘がありました。

表の上から3番目、番号80を御覧ください。改善事項として長期間、滞納整理状況が把握されていない債務者が見受けられたとの指摘がありました。長期間、滞納整理状況が把握されていないケースについては、全て自宅訪問や住民票の調査等を行ったところです。今後も同様の事案が生じることのないよう、適切な事務処理に努めます。

小川副委員長 次に、決算審査等の結果について監査委員の説明を求めます。

長谷尾代表監査委員 令和5年度の大分県病院事業会計決算に係る審査意見について御説明します。

資料番号4番、令和5年度大分県公営企業会計決算審査意見書の7ページをお開きください。

まず第1審査の概要ですが、午前中に説明した企業局の各事業会計と同様なので省略します。

次に第2審査の結果ですが、決算書その他決算関係書類は、審査した限りにおいて法令に適合しかつ正確であることが認められました。また予算の執行、収益・費用及び財産に係る事務については、おおむね適正に処理されていると認められました。

11ページをお開きください。

1審査意見の（1）経営成績及び財政状態ですが、令和5年度の収支は前年度の黒字から大きく赤字に転じました。また財政状態も、流動比率、自己資本構成比率ともに低下していることから、病院事業は予断を許さない状況であると言えます。

次に（2）総合意見についてですが、令和5

年度は先進の内視鏡手術支援ロボットを導入するとともに、浸水被害に備えた非常用自家発電設備等の高所への設置工事等を完了しました。

経営成績を見ると、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行後も入院患者数、外来患者数とも流行前の水準には戻らず、厳しい経営が続いています。医業費用について、職員の増員や人事院勧告等により給与費が、また抗がん剤の適応拡大により注射薬など材料費がともに増加しており、医業損失が前年度から急拡大したことが要因です。

赤字解消に向けては、患者数の回復と医業費用の抑制が何よりも重要です。そのため、診療所等からの患者紹介数の増加と診療科ごとの収支分析を踏まえた効果的な対策が求められます。あわせて、給与費の増加にどう対応するかも課題となります。

これらの取組を通じ、県民の安全・安心を支える基幹病院として早期に収支均衡を図るため、最大限努力するよう要請しました。

以上で、病院事業会計決算に係る審査意見についての説明を終わります。

小川副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔、明瞭に答弁願います。

事前通告が4名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 まず、県立病院でのマイナ保険証等の利用率の問題が今どういう状況かと、利用上問題が発生した事案等があるのかどうか。また、12月2日以降は現行保険証が使えず、資格確認書で受診するようになり、受付で混乱する可能性がありますけれども、その対策をどう取っているのか。

もう一つは、今年の予算特別委員会でも確認しましたが、医療スタッフの働き方——960時間問題がありますが、ただしたところ、負担軽減推進委員会での負担軽減計画策定や評価を行うこと、産婦人科や小児科など時間外勤務が多くなり、大学等に医師派遣の要請を行うとな

っているけれども、その後の経過等はどうでしょうか。

渋谷医事・相談課長 まず、マイナ保険証の利用についてお答えします。

当院では、令和3年10月からマイナ保険証の利用を開始しました。利用率については、当初は2%で推移していましたが、今年4月以降徐々に増加して、7月の利用率は約7%、利用者数では1日60名から70名が利用しています。

次に、これまでの利用上の問題についてですが、利用開始当初はマイナ保険証の読み取りができない、顔認証がうまくいかないなどカードリーダーの不具合がありましたが、現在は解消しています。

12月以降の資格確認書の受付での対策についてですが、現在健康保険証の資格確認については、現行の保険証とマイナ保険証ともに会計窓口において行っています。12月2日からは資格確認書が加わることから、資格確認書の提示について周知を行うとともに、マイナ保険証の受付がスムーズに進むよう利用者数を見込みながら、マイナ保険証の受付専用ブースを新たに設けるなど、準備を進めているところです。

12月以降についても、利用者の推移を見ながら必要な対策を講じます。

伊達総務経営課長 私からは医療スタッフの働き方についてお答えします。

まず負担軽減の取組として、医師、看護師、医療従事者など多職種で構成する負担軽減推進委員会を毎年2回開催しており、年度当初に負担軽減推進計画を策定し、年度末に実施結果の評価を行うこととしています。推進計画は、タスクシフトとそれを実行するための人材育成を主な内容としています。

今年5月に策定した推進計画では、資格を有する看護師による静脈注射の実施、抗がん剤や造影剤の投与、管理を進めることに加えて、昨年度から実施している抗がん剤の初回投与も継続していくこととしています。

また、今年から新たに内視鏡手術で臨床工学技士が内視鏡カメラを保持し、手術野をモニタ

ーに映し出すといった業務のタスクシフトを推進するとともに、これらの業務を実施できる人材育成にも取り組むこととしています。

なお、医師からは負担が軽減されて非常に助かっているとの声が聞かれています。今年度末の委員会においても、取組の達成状況を評価し、来年度の計画につなげていきます。

次に、産婦人科や小児科の医師については、今年度は患者の増加などにより産婦人科、小児科とも医師1人当たりの勤務時間が1か月平均で15時間程度増えています。産婦人科や小児科は予定外の緊急入院を取り扱う診療科の性質上、直ちに医師の時間外勤務を縮減することは難しい状況です。

なお、大学などへの医師派遣要請については、例年新年度の医師人事が決まる半年前の10月から12月中旬にかけて、局長、院長が教授との面談を行っています。今年度も同時期に面談での依頼を行い、医師の確保に努めます。前述の状況を派遣元大学にしっかりとお伝えし、医師の派遣について重ねてお願いしていきます。

堤委員 当初からすると、マイナ保険証についてはあまり問題がなくなってきたということで、これはセキュリティーとの関係で非常に維持経費が高いんですね。そこら辺の対策というか、病院の窓口の中でマイナ保険証を使って、それが外部に漏れないようなセキュリティー対策はどうされているのかがもう一つね。

それと産婦人科と小児科について、大学の面談等でいろいろ要請していると。時間外勤務の縮減は難しいけれども、それでも縮減をしていかなければならないわけですね。だから、十分計画どおりに縮減されるのかどうか再度お願いします。

渋谷医事・相談課長 セキュリティーの問題ですが、確かにいろいろと病院事業の中ではセキュリティー問題は慎重に対策を取っていかなくてははいけません。こちらも12月に向けて、システムの構築とか、カードリーダーの設置等に取り組んでいます。その辺も含めて、十分セキュリティーに配慮しながら今構築をしているので、今後も含めて対応を考えていきたいと思っ

ています。

井上病院局長 産婦人科、小児科の医師の確保についてですが、確かに診療科の性質上、時間外が増えると。それは仕方がないから、それに関しては諦めるということではありません。マンパワーを充実させ、ICT、その他タスクシフトなどでいろんな手を使いながら一極集中を避ける、医師の集中を避けることで何とか乗り切っていきたいと取り組んでいるんですが、少なくとも医師をもう少し増やしていかないといけないことは事実だろうと。

その目安ですが、10年後は月80時間までに時間外労働を全部収めないといけない時代が来るのを頭に置いて、医師を派遣して下さる大学の医局の教授等と話し合いをしています。

ただ、大学そのものも始まったばかりで、正直申し上げて非常に混乱している状況です。したがって、何年か経ったら落ち着いて、もう少し医師の需給を整理していけるのかは即座にお答えをいただけないのが実情です。

ですから、数年経てば先が少しずつ安定して見えてくるかなという期待を今持っているところです。

堤委員 医者の確保というのが、国の政策等も含めていろんな問題が関わっているから、現場はそういう点は大変でしょうが頑張ってくださいと思います。

それと、さきほどのセキュリティーの関係で、電子カルテ等は現場が入力していくわけで、ミスが出てきたら大変なわけだから、そういう指導は何かされているんですか。具体的に電子カルテ等の取扱い又は今後導入する場合の具体的な対策等があれば少し教えてください。

渋谷医事・相談課長 電子カルテについて、あと今回のマイナ保険証の関係について、前からお話ししていますが、電子カルテについては外部との接続は一切切り離れた形でやっています。

今後、マイナ保険証も含めた医療情報については、外部への漏えいは当然あってはならない。他県でもこういった事例が過去あるので、これについては業者、ベンダーとも十分連携しながらやっています。基本はネット環境とは切

り離れた中でやっているのも、その点は対応を十分取っていきたくて考えています。

木田委員 資料3-1の決算特別委員会資料の4ページにある1令和5年度病院事業の取組状況の(3)に、良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応とあります。

今年度から医師の時間外労働上限規制の適用が開始されています。さきほど堤委員からもお話があったと思いますが、昨年度において医師及び看護師の働き方改革を進めてきたと記述がその項でされています。特定行為を行える看護師を何人養成してきたのか、医療秘書や看護助手等をどのように配置してきたのか、具体的に御説明いただきたいと思います。また、その効果についてもお示しください。よろしく申し上げます。

後藤副院長兼看護部長 看護師と看護助手についてお答えします。

看護師の特定行為研修については、令和2年10月に第1期の研修を開始し、今年度9月末には第4期生4名が研修を終えたところであり、現在、12名の修了者が配置されています。また、今年10月1日から5期生5名の研修を開始しました。

当院の特定行為研修は主に外科術後管理の分野であり、研修を修了した看護師は、例えば手術後に体内の浸出液を体外に出すための管を抜くなどの特定の診療行為について、医師の指示の下で行うことが可能となります。看護師が行う特定行為の件数は、令和4年度の216件から令和5年度は405件と約1.8倍に増加しています。

看護師が特定行為を実施することについて、医師からは病棟からの呼出しによる外来診療や手術の中断がなくなり助かるといった声が挙がっています。

次に看護助手については、平成25年度から配置を行っています。病棟での業務が中心であり、令和5年度に50名の配置となっています。

退院後の病室の片付けやシーツ交換など、看護師資格がなくてもできる業務を担うことで、看護師の負担軽減を図っています。前述の業務

に加え、入浴介助や食事介助など業務範囲を拡大してきた結果、過去5年間の看護師の時間外勤務は減少傾向となっています。令和5年度については、コロナ禍前の令和元年度と比べ、月平均1.2時間減少しています。

伊達総務経営課長 医療秘書についてお答えします。

医療秘書については、平成20年度に病院へのパートタイム職員の配置を開始して以来、漸次動員を行っており、令和5年度には外来に30名、病棟や手術室などに12名、合わせて42名の配置となりました。さらに、令和6年度から業務量の多い診療科の医療秘書をパートタイムからフルタイムに変更して、一層の負担軽減を図ったところです。

医療秘書は、カルテの入力補助や診断書の作成補助などを行っており、医師の事務作業軽減に果たす役割は大きく、今や病院には欠かせない存在となっています。

木田委員 ありがとうございます。いろいろと働き方改革は進めなくてはならない一方で、昨年度は医業損失が大幅に広がっており、コロナ禍は全て終わっていないけれども、医業損失がかなり大きいと感じたところです。

資機材にしる人件費にしる、ここからまだ増加の見込みがあると思います。昨年度の決算状況が今出ていますけれども、ちょっと気になったのが、同規模の他県の公立病院も同じような状況なのか。恐らく他県も働き方改革への対応、資機材についても費用的には苦勞されていると思うが、同規模の公立病院についても同じような経営状況なのか、ちょっと心配なのでその辺も教えていただきたいと思います。

佐藤病院長 他県の状況ですが特に同一条件、自治体病院関係、総合病院の話合いは多々あります。一言で申して、ほぼどこも同じ状況です。赤字に転落して、患者の減という背景も同じで、だんだんそれが元の状態に戻りつつあるという推移も非常に酷似しています。ほぼ同じと私は理解しています。

当然そういう話合いというのは、解決策——皆さんどういうことをしているのかという話に

なるんですが、一番単純に考えるのは人員の増加なんですね。けれども、それがどの病院も赤字に転落して、人員の増加に単純に結び付けられないので、結局合理化、チーム医療、それから効率化に行きます。

今、看護部長が申したように、非常に重視しているのは、人員を増やすことなくタスクシフトですね。例えば、医師や看護師など同じ職種であっても、個人の担当だったものがチームの下で患者を担当して、効率を上げて、質を落とさない業務を継続していくことで時間ができるので、結局それが時間外勤務の削減につながることを期待したシフト。それから特に医師に関しては、さきほど御説明した特定行為看護師ですね。この取組は全国的に非常に今注目されていて、具体的な事例はさきほど説明がありましたが、例えば医師が手術とか外来業務をしている。これは完全にノルマが決まっている業務になるんですが、その途中で病棟に戻らねばならない。異なる場所に移動して決められた処置をせねばならない時間的なロス是想像以上に大きかったのですが、その辺を特定行為看護師が代行して、医師が指示をするが立ち会わなくても単独でやってよいという職業は、医師にとって非常に助かっている。看護師も医師が到着するのを待たなくていいので、看護師側にも医師側にも、それから処置に関わるコメディカルの方々にも変な時間的なロスを生じないため、非常に効率化が図られています。

ですから、キーワードはタスクシェアとタスクシフト、それからチーム医療を充実させることでできる範囲で、つまり単純な人員増を目指す以前にやれることをやっていくことで、時間外の削減につなげていく試みをしています。木田委員が最初に申されたように、全国的にそういう話合い等で、皆さん同じような方向性で知恵を出し合ってやっていっている現状と私は理解しています。

木田委員 詳しい説明ありがとうございます。

恐らくそうかと思ったんですが、大分県だけがこういう状況ではないのもよく理解できたし、さきほどお話があったとおり特定行為も1.8

倍まで増えて、かなり医師の働き方改革には結び付いていると感じました。

大分県の基幹病院として、安全・安心の医療提供体制、いろいろと工夫されていて本当に大変だと思います。資機材また人件費が上がっているのはいろんな事業が同じだと思いますが、是非またいろいろと工夫して、県民の安全・安心のために頑張ってくださいと思います。

原田委員 まずもって井上病院局長はじめ、県立病院の皆さんには本当に県民の医療で御奮闘いただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

今いくつか質疑がありましたが、前年度の黒字会計から赤字会計になったわけですけど、公的病院としてやっぱりしようがないという思いは私自身持っていますし、さきほど佐藤病院長からありましたけど、公立病院としての役割を是非最優先していただきたいと思っています。

課題についてはたくさん出ましたが、私からは別の視点で質疑したいと思います。

決算書及び決算審査意見書を見ても、県立病院内の各診療科の収支や課題等がなかなか分かりにくいというか、見付けることができません。例えば救命救急センターとか、精神医療センター等、そもそも収支的に厳しい、民間があまり手を出したがる分野もやっぱりあると思うんですけど、そういった各診療科の収支とか課題についてどのような状況なのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

伊達総務経営課長 原田委員がおっしゃるとおり、当院は県民医療の基幹病院として、行政や地域の医療機関と連携しながら、救急、小児、周産期、がん、精神、感染症などの高度医療や政策医療を担うとともに、地域医療の最後の砦として、各診療科とも民間医療機関では対応困難な症例の患者を受け入れる役割を担っています。このため、収支状況だけを見て診療科を評価することは避けなければならないと考えています。

しかしながら、継続的に良質な医療を提供するためには安定した病院経営が不可欠であることから、これまでも様々な取組を行ってきまし

た。以前は各診療科の収支状況を確認するための原価計算を実施していた時期がありましたが、診療科をまたがる職員の人件費や複数診療科で使用する手術室や医療機器などの経費は何らかの方法で按分せざるを得ず、診療科ごとの費用を正確に把握することが困難であるなどの課題が明らかになったため、現在は実施していません。

そこで現在、電子カルテやDPCの分析ソフトを活用して、診療科ごとの病床稼働や入院・外来収入などについて確認するとともに、他の病院との比較分析を行い、院内に周知しています。これは現場の医師や看護師の理解を得やすく、収支改善に対する意識の向上にもつながっています。

一方で、診療科ごとの費用面まで含めた収支や課題を把握するための方策についても、今後も引き続き検討していきます。

宮成委員 私からも医療収支に関して。外来の患者数が減っているとのことですが、入院を含めて患者数増加と、それから単価も上昇している。そういった中で、収益は増加している。一方で給与費や物品、燃料費等の支出増によって数年ぶりの赤字に転落という話でした。

人件費を含めて、支出を抑えていくことは非常に難しいものだと考えているんですが、改善するためには収入を増やしていく必要があると思います。さきほど横の話——他県の話とかありましたが、令和5年度から令和8年度までの第五期中期事業計画を縦で見たときに、この計画の中で経営基盤の強化の想定範囲内での対応が今の収支、令和5年度の決算を見て飲み込めるのかと。この4か年で考えたときにどのような捉え方をすればいいのかをお伺いしたい。

それと2点目は、また働き方も含めてですけど、本当に人材不足が深刻化しつつある中で、医師の時間外労働上限規制の話もありますが、コメディカルの方も少し気になります。コメディカルの確保という点で、委託等を含めて人件費抑制の話も少し出ていますけれども、この先どのように考えているのか伺います。

井上病院局長 新型コロナウイルス感染症によ

って全国的に患者が受診を控える傾向が続いて、それに加えて新型コロナウイルス感染症関係補助金の廃止や賃金の上昇、物価高の影響も受けて、令和5年度が赤字決算になりましたが、本年度は経営の改善に向けて取組の一層の強化を図っています。

さきほど申し上げましたが、収入の確保に向けては、コロナ禍で特に中等症の患者が減少して戻ってきません。したがって、そこの掘り起こしに向けて、地域の医療機関への訪問強化、それから健康診断要精密患者の積極的な受入れなどが今年度の努力目標です。

また歳出の削減に向けても、診療材料や薬品を調達する際の民間事業者のノウハウを積極的に活用する業務の見直しを進めているところです。

賃金上昇や物価高など、病院の経営を取り巻く環境は大変厳しいです。一年での黒字化は容易ではないと考えています。ただ、地方公営企業法全部適用を機に培った経営改善の実績があるので、その実績を踏まえて第五期中期事業計画の期間の最終年度である令和8年度までには収支均衡を図っていききたいと。それに向けて努力したいと考えています。

伊達総務経営課長 私からはコメディカルの確保についてお答えします。

当院の薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士などのコメディカルのうち、薬剤師以外については、現在採用を上回る応募があり確保ができています。

薬剤師については、選考試験の応募倍率が年々低下傾向であり、採用が非常に厳しい状況と感じています。そのため、薬剤師確保の取組として、病院見学に来る薬学部の学生に対して当院の採用情報の提供などを行ってきましたが、こうした状況を踏まえて、今年5月に九州内の大学の薬学部を訪問し、学生に対するリクルート活動も行ったところです。

なお、コメディカル業務の外部委託については現時点では検討していません。

宮成委員 人材の話からすると、この県立病院の設立、その位置付けや役割を果たすためには

人材を確保することは欠かすことができないので、引き続きしっかりと対応していただきたいと思います。

それから1点目の収支の件ですが、なかなか難しいという話もあるんですけども、3-1決算特別委員会資料（病院局）5ページの八つの指標を見ると、最終的にはここでは病床利用率になってくると思うんです。それを支えるのは、やはり紹介率なのかなと。そして、この二つの指標が令和4年度に比べて、スタート地点から令和8年度の目標値に向けて、すくと令和5年度は落ちているんですよ。ここからV字回復をしないと難しいと思うんですが、紹介率は頑張れば——他の医療機関等としっかりと連携をすれば、わりと早めに対応ができると思うがいかがでしょうか。

佐藤病院長 私の個人的な考えも入りますが、宮成委員がおっしゃるように、もちろん患者の受診控えもあります。紹介率の向上はその病院への我々からのアピール、それから病院の専門性のアピールであるとともに、断らない医療と。つまり、当院としては、コロナ禍時代に病床制限のために断らざるを得なかったと、こちらの病院の側面があります。ただ紹介元からいうと、理由はどうでもいいというか、受けてもらえなかったことになるので、それが悪循環となって患者の紹介先の比率の変化も少しあったのかと考えています。

ですから当院の方向性としては、今改めて断らない医療、それから病院の支援センターがありますが、そこを中心として部長等と一丸となって県内の病院訪問を改めて網羅的にやって、断らない医療のアピールと実際に断らない医療を推進するために院内の会議で、不応需といって断った患者率の詳細な検討というきめ細やかな分析も挟み、紹介率の回復に努めています。

結果として、まだ今年度は始まって数か月ですが、紹介率の数字に関しては、かなり元の水準に戻っていると。紹介率も目標数値を出しているし、診療科ごとの偏りはどういう具合なのかも分析しながらやっているんで、宮成委員御指摘の紹介率、紹介患者数の推移に関しては元

に戻ってきている、それなりの努力が報われてきていると感じています。

小川副委員長 ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

末宗委員 医療関係で12億円の赤字ということなんだけどね、コロナ禍以前は随分もうかっていた記憶があって、そういうもんかなという感じがあったんだけどね。この資料を見ると、どの部門がもうかっている、どの部分が損が出ているのかが分からない。だから、一番利益が出ている上位2部門とどのくらい利益が出ているか、そして下位二つ、どれだけ損が出ているかその2部門、まずそれを教えていただきたい。

それと、監査委員に聞きたいんだけどね、県立病院だから公益病院なんだけど、どういう視点で公益病院の監査をするのか。公益病院だからね、利益は出た方がいいに越したことはないけど、どんなに赤字が出てもやらないといけない部門もある。そういうのを踏まえて、監査は利益とか損失とかをどういう部門で具体的に見てきたんか、そこあたりを説明していただきたい。これは公益病院の意義にも関わる問題だから。

それとさきほど誰かの質疑で、働き方改革で個人からチームという話があった。例えば僕は病院に行ったらいい医師に診てもらいたいという気持ちがある。メリットとデメリットは言わんで、チーム力で回復したとか言うけど、医師は元來人の命を救うのが義務や。そういう働き方の改革が義務ではないわけや。そういう矛盾した点があるのをどのように、時の政権がちょこつと言うたら、こうやっていこうとなびくんだけど、本質はどっちが正しいか。そこあたりを含めて3点を教えていただきたい。

佐藤病院長 多方面からの御指摘で、3番目のチーム医療の功罪を御指摘いただいたと理解しますので、その辺をお答えします。

私がさきほどチーム医療と申しましたが、病院として非常に気を付けなければならないと思っているのは、正に末宗委員御指摘のようにチームで見ているから誰が責任者なのか、誰が本当の患者の主治医なのか不明確になる、誰に言

っていいか分からない状態になることは、絶対に避けなければならないと肝に銘じています。

ただ、私も産婦人科の救急医療の医者なので、その患者が何か変化したときには、夜中でも土日祝日でもそのドクターがすぐ来なければならないと今まではそう教えられて行動してきたんですね。しかし、ある程度はその考え方でカバーする必要はあるけれども、やはり医師も人間なので、ある患者の主治医が私だからといって、四六時中いつも昼でも夜でも飛んでくるのはやはり無理であろうと。時間外にも関係するので、そこはある程度チーム医療でカバーして、当直医がカバーしながら主治医につなぐことを必要としてきている時代になっていると申し上げたつもりです。

それが一言で言うとチーム医療、要するに完全患者ごとの主治医制で今まで医療をやってきたわけですが、それでは回らない部分をチーム医療でカバーする必要が出てきたんではないかという意味で、この言葉を使いました。

ただ最初に申し上げたように、チームでやったので責任の所在がはっきりしなくなる。どこかの初めての医者がぼんと来る、そういう責任が薄まる動きになってはならないことは肝に銘じた上で、チーム医療の促進を位置付けているつもりです。

伊達総務経営課長 利益が出ている診療科2部門、上位2位、下位2位というお話でしたが、お手元にお配りしている企業会計決算審査資料（病院事業会計）の9ページと10ページに令和5年度診療部門別収入状況調が出ています。これを見ると、まず上位が血液内科と外科になります。

下位になるんですけども、下の方にある麻酔科とか救急科とか歯科口腔外科とかになるんですけど、ここは基本的に患者を入院させたりするところではないことと、救急科については、一旦受け入れて……（「簡潔に言ってよ」と言う者あり）すみません。（「質疑は簡潔にしてるんやから」と言う者あり）少ないところを見ると、恐らく眼科と形成外科になるかと思います。（「全部答えたの。分かん」と言う者あ

り) すみません、もう一度お答えします。

まず、収入が多い上位2診療科は、血液内科と外科ですね。少ないところは形成外科ですね。（「損をしたところ」と言う者あり）いえ、収入が少ないということです。（「損をしたところを聞いたの。利益の出たところと損をしたところと言ったけど」と言う者あり）それはさきほども申し上げたように、今、診療科ごとの原価計算を行っていませんので、今把握できるのは収入だけとなっています。

井上病院局長 御質疑の趣旨は、利益率がどれくらいかが分からないことかと思うんですが、例えば、血液内科の収益がものすごく大きいけれども、実は支出もものすごく多いです。利益率でいうと非常に悪いです。とんでもない高額な薬品を使いながら、収益そのものは高いと。医師の数から見ても、そんなに少なくはない。投資するスタッフ、投入する従業員、医師や看護師やスタッフですね、それから薬剤、そういうものを全部正確に引かないといけないんですが、その計算はものすごく難しく、精密にできないんですね。特に外科も、例えば一般外科と脳外科とどちらが利益率が高いかを正確に出そうと思ったら、どれぐらいの看護師を使って、どれぐらいの手術時間を使って、どれぐらいの光熱費を使ってと全部やらないといけないけれども、これをするスタディーは非常に時間とお金がかかります。これを試みようとしたけれども、結局は難し過ぎるので、按分になるんですね。分母を何かに決めて、何分の1がここだからと面積でやるとか人数分でやるとかいうことになります。それをかつて地方公営企業法全部適用のときにやりました。やって、その数字を医師に向かって説明したところ、こんなアバウトな数字で自分たちの仕事を評価してくれるなという声が出ました。

したがって、ここの数値に出ない貢献をしているのも見てくれという話にもつながるんですね。だから、どういうことかという、一生懸命収益を上げてください、それから費用に関しては病院全体で削減していきましょうというモチベーションを下げない発想で病院を運営して

いかないと、一言で言えば分裂、分断してしまいます。そういうことがあるので、1診療科に限ってこうだというのをできるだけ避けるのは、そういう理由です。

長谷尾代表監査委員 さきほど末宗委員から監査の主眼というか着眼点についての御質疑がありました。

まず、午前中の企業局の決算審査の際に申し上げたんですが、審査意見書では審査の主眼として、これは事業会計だから、常に企業の経済性が発揮できているか、また本来の目的である公共の福祉に増進するような運営がなされているかが大きな主眼です。

その際、決算の関係書類が法令に適合して正確であるか、二つ目に決算その他の関係書類が経営成績、財政状態を適正に表示しているか、三つ目が経営活動は経済性の発揮及び公共性の確保がなされているかです。

さきほど登壇して御説明したように、経営成績については、大きく赤字が拡大したことを申し上げました。一方で、財政状態については短期債務という流動比率があるけれども、他県の類似団体と比べてそれほど悪い状況ではありません。ただ赤字を大きく出したので、新型コロナウイルスの影響もあるかと思いますが、そういったものもしっかり払拭しながら、県の基幹病院として黒字を確保してくれればよいと申し上げたわけです。

末宗委員 どうも。局長と病院長の説明はよく分からなかったけど、監査委員の説明はよく分かりました。本当に経営というのはいろんな分野で重なっているから、評価は非常に難しい。そして働き方改革も意味は分かったけど、正しいかどうかはよく分からないけどね。

ただ、監査の方々には言いたいんだけど、そういう病院の実態が分かって監査をしているのか。県立病院というのは大分県の病院だから。公益性が一番強い病院ですよ。それをさきほど僕が言うたどの部門が利益が出ているか、もうかっていないかとか、そういう利益の見方をさきほど局長はぴしっと答えていただいたんだけどね、そういう見方も入れながら病院の場合は

監査をしないと。本当に正当な評価というのは、公益病院だからね、僕はある意味で本当に機能していれば赤字が出てもいい。前は黒字が出ていたけど、コロナ禍で赤字が出てもしようがないよ。ただ、それが公的機関だからずさんになるんだけど、ずさんさをとにかく改めていくのが、僕はある意味、監査の仕事だと思っています。

そういう意味で、令和8年度からは利益を目指してと言うんだけど、政権がつい先日変わった。働き方改革はそのときの政権とかで日本の全ての分野に使っていて、僕はテレビで見るドクターXが好きで、スーパードクターみたいな米倉涼子が出てよく病気を治すんだけど、あれを見るとスーパードクターに手術をしてもらわないとよくなれないという現状も見ることからね。そこあたりを踏まえて医療のやり方なんだけど、難しいけど、ある程度そういうやり方についていくだけではなくて、本来の公益公的機関としての病院を目指して頑張っていたらいいと思いますわ。どうもありがとうございます。

小川副委員長 ほかに委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 ないようです。それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 ほかにないので、これで質疑を終了します。

これをもって病院局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔監査委員、病院局、委員外議員退室〕

小川副委員長 これより内部協議に入ります。さきほどの病院局の審査における質疑等を踏

まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。**堤委員** さきほどの質疑、異口同音で出たけれども、働き方改革の問題で医師とかいろんな医療スタッフには、当然年間就業時間に規制がかかってくるわけ。ただ、それに間に合うだけの医師の確保が難しいのが今日明らかになったので、そこら辺は国の政策等の問題もあるけれども、やはり現場として必要なところは、やっぱり県としても病院局と一緒に推進していただきたい。医師確保のためにね。そのことを一言入れていただければと思います。

小川副委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 ただいま、委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川副委員長 それでは、そのようにします。

以上で病院局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室するので、しばらくお待ちください。

〔監査委員、会計管理者、委員外議員入室〕

小川副委員長 これより一般会計及び特別会計の決算審査を行います。

まず、決算の概要について会計管理者の説明を求めます。説明は要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

馬場会計管理者 本日から令和5年度の一般会計及び特別会計の決算について審査いただきますが、これに先立ち全体の概要について説明します。

それではタブレットの資料5番、大分県歳入歳出決算概要（資料1）を御覧ください。タブレットの画面右下に青い通知ボタンが出たらタ

ッチをお願いします。

資料3ページ、令和5年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

まず、一般会計について説明します。決算額は左から3列目の歳入総額(A)が7,562億7,258万1,696円、その右の歳出総額(B)が7,237億1,375万4,658円となっています。この歳入総額から歳出総額を差し引いた額は、その右の歳入歳出差引額(C)325億5,882万7,038円で、これが形式収支額となります。この中には、翌年度へ繰り越した事業の財源が含まれているので、その二つ右の繰越財源額(D)の244億7,276万503円を控除したものが、一番右の実質収支額(C)-(D)で80億8,606万6,535円となっています。

ページが飛んで資料10ページ、一般会計決算状況の推移を御覧ください。

左側①のグラフは、令和元年度から令和5年度までの5年間の一般会計の決算額の推移を表したもので、白抜きが歳入、網掛けが歳出となっています。なお、単位は100万円です。

このグラフの一番右側が令和5年度の決算額で、さきほど説明したとおり歳入決算額は7,562億7,300万円で、その上の点線の枠囲みにあるように、前年度に比べて225億8,100万円、率にして2.9%の減となっています。

歳出決算額は7,237億1,400万円で、その上の点線の枠囲みにあるように、前年度に比べて194億9,500万円、率にして2.6%の減となっています。また、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は、吹き出しに記載のとおり325億5,900万円です。

次に右上②のグラフは、形式収支額と翌年度への繰越財源額の推移を表したもので、白抜きが形式収支額、網掛けが翌年度への繰越財源額です。この差が当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額を表す実質収支額となります。令和5年度の実質収支額は、吹き出しにあるとおり80億8,600万円の黒字となっていま

す。

その下③のグラフは、実質収支額と単年度収支額の推移を表したものです。白抜きが実質収支額、網掛けが単年度収支額となっています。実質収支額は以前からの収支の累計なので、その影響を控除した当該年度だけの収支を表すために、当該年度と前年度の実質収支額を差引きしたものを単年度収支額として示しています。このグラフの一番右側の網掛けが、令和5年度の単年度収支額となります。7億5千万円のマイナスとなっていますが、令和4年度と令和5年度の実質収支額には、翌年度以降に国に返還する交付金が含まれているため、その影響を除けば8億3千万円程度の黒字となります。

前の3ページに戻っていただき、令和5年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

次に、特別会計について説明します。上から3行目が11ある特別会計の合計です。決算額は左から3列目の歳入総額(A)が2,580億5,634万8,627円、その右の歳出総額(B)が2,520億174万5,091円です。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は、その右の歳入歳出差引額(C)60億5,460万3,536円となっています。この中には、さきほども申した翌年度へ繰り越した事業の財源が含まれているので、その二つ右の繰越財源額(D)の5億8,917万7千円を控除したものが、一番右の実質収支額(C)-(D)で54億6,542万6,536円となります。

次に資料4ページ、令和5年度一般会計歳入決算額調を御覧ください。

この表は、歳入における県税から県債までの15の款ごとの内訳を表したものです。左から3列目の調定額(B)は、収入することを決定した額で、一番下の合計は7,577億4,803万6,352円です。

この調定額に対して、その右の収入済額(C)が決算額で、その合計は7,562億7,258万1,696円となっており、調定額に対する収入済額の割合である収入率(C)/(B)

は、右から5列目の一番下99.81%となっています。

次に収入済額のうち、前年度と比較して増減額の大きなもの説明します。右から3列目の対前年度比較を御覧ください。2段書きの下の欄となります。まず増額の大きなものは、下から5番目の繰入金が53億3,314万5,553円の増です。また、その下の繰越金が50億7,860万2,661円の増となっています。繰入金については、安心・元気・未来創造を政策の柱とした大分県づくりの推進による基金繰入の増などによるものです。また繰越金については、ホーバークラフト発着場のターミナル建設に伴う前年度からの繰越し事業費の増などによるものです。

一方、減額の大きなものは下から8行目の国庫支出金が373億8,223万4,618円の減です。これは、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減などによるものです。

次に、表中央の不納欠損額(D)の一番下の合計ですが、8,986万1,613円です。主なものは、一番上の県税7,364万3,163円で、時効の完成などによるものです。

また不納欠損額の右隣ですが、収入未済額(B) - (C) - (D) + (E)の一番下の合計は13億9,211万5,985円です。主なものは、一番上の県税7億7,885万3,167円で、個人県民税の滞納などによるものです。なお県税については、税込総額は1,463億円となり、前年度比18億円の増収で、3年連続で過去最高を更新しました。

次に資料5ページ、令和5年度一般会計歳出決算額調を御覧ください。

この表は、歳出における議会費から予備費までの14の款ごとの内訳を表したものです。左から3列目の支出済額(B)が決算額で、一番下の合計は7,237億1,375万4,658円です。

次に支出済額のうち、前年度と比較して増減額の大きなものを説明します。右から2列目の対前年度比較を御覧ください。2段書きの下の欄となります。まず増額の大きなものは、下か

ら3行目の諸支出金が111億3,161万6,613円の増です。また、上から2番目の総務費が61億6,254万1,705円の増となっています。諸支出金については、地方消費税の増収に伴う清算金の増などによるものです。また総務費については、ホーバークラフト発着場のターミナル建設経費の増などによるものです。

一方、減額の大きなものは上から5行目の保健環境費が254億2,541万4,086円の減です。また、その三つ下の商工費が126億8,450万3,311円の減となっています。保健環境費については、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減などによるものです。また商工費については、新しいおおいた旅割の終了などによるものです。

次に表中央の翌年度繰越額(C)ですが、繰越明許費の一番下の合計は809億7,955万5千円で、その右の事故繰越しの合計は48億154万7千円となっています。主なものは土木費、農林水産業費、災害復旧費などで、国の補正予算の受入れなどによるものです。

また翌年度繰越額(C)の右隣ですが、不用額(A) - (B) - (C)の一番下の合計は275億5,414万4,542円です。主なものは上から8行目の商工費、その三つ上の保健環境費などで、事業費の所要額が見込みを下回ったことなどによるものです。

続いて、特別会計の決算について説明します。資料6ページ、令和5年度特別会計歳入決算額調を御覧ください。

この表は11ある特別会計ごとの歳入決算額を表したものです。左から3列目の調定額(B)は収入することを決定した額で、一番下の合計は2,590億6,907万9,032円です。

この調定額に対して、その右の収入済額(C)が決算額で、その合計は2,580億5,634万8,627円となっており、調定額に対する収入済額の割合である収入率(C) / (B)は、右から3列目の一番下で99.61%となっています。

次に右から5列目、表中央の不納欠損額(D)

は、港湾施設整備事業特別会計の10万3,880円で、時効の完成によるものです。

その右隣、収入未済額(B)－(C)－(D)の一番下の合計は10億1,262万6,525円です。主なものは、中小企業設備導入資金特別会計の8億9,905万1,504円で、貸付金元利金の償還未済です。

次に7ページ、令和5年度特別会計歳出決算額調を御覧ください。

この表は11ある特別会計ごとの歳出決算額を表したものです。左から3列目の支出済額(B)が決算額で、一番下の合計は2,520億174万5,091円となっています。

次に表中央の翌年度繰越額(C)ですが、繰越明許費のみです。下から3行目、港湾施設整備事業特別会計の18億6,617万7千円は、関係者等との協議や調整に日数を要したものです。

また右から4列目の不用額(A)－(B)－(C)は、一番下の合計で42億4,354万3,909円となっています。主なものは、国民健康保険事業特別会計の28億9,245万4,840円で、保険給付費交付金が見込みを下回ったことによるものです。以上が特別会計です。

続いて資料8ページ、令和5年度一般会計歳入財源別分類表を御覧ください。

この表は、歳入決算額を自主財源と依存財源に分類したものです。5年度決算額(A)のうち、自主財源は表の中ほどの小計欄にあるように3,456億5,483万7千円、その右の構成比は45.70%で、二つ右隣の4年度の42.72%から増加しています。依存財源は表の下の小計欄にあるように4,106億1,774万5千円、その右の構成比は54.30%で、二つ右隣の4年度の57.28%から低下しています。

次に資料9ページ、令和5年度一般会計歳出性質別分類表を御覧ください。

この表は、歳出決算額の性質を義務的経費、投資的経費、その他の三つに区分したものです。5年度決算額(A)ですが、1義務的経費は2,

357億6,222万8千円で、4年度の決算と比較すると、右から2列目の増減額(A)－(B)は59億1,967万3千円、その右、率にして2.45%の減となっています。これは人件費などの減によるものです。

次に中ほどの2投資的経費は1,612億2,154万2千円で、前年度より55億3,161万5千円、率にして3.55%の増となっています。これは普通建設事業費の増によるものです。

次に3その他は3,267億2,998万5千円で、前年度より191億693万円、率にして5.52%の減となっています。これは物件費や補助費などの減によるものです。

以上で、令和5年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明を終わります。詳細については、今後、部局別審査の中で各担当部局から説明します。

小川副委員長 次に、決算審査の結果について監査委員の説明を求めます。

長谷尾代表監査委員 令和5年度の大分県歳入歳出決算等に係る審査意見について説明します。資料番号15番の3ページをお開き願います。

この意見書は、地方自治法第233条第2項など関係法令の規定に基づき、本年7月29日に知事から監査委員の審査に付された、令和5年度大分県歳入歳出決算、基金運用状況、健全化判断比率及び書類並びに資金不足比率及び書類について審査を行い、その結果を8月19日に知事に提出したものです。

11ページをお開き願います。

最初に、大分県歳入歳出決算審査意見書について説明します。第1章審査の概要、第1審査の基準ですが、審査は大分県監査委員監査基準に準拠して実施しました。次に第2審査の対象ですが、大分県一般会計及び大分県公債管理特別会計など11の特別会計です。

次に第3審査の方法等ですが、決算の計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているかなど、記載の4点を主眼とし、関係書類との照合等を行うとともに、定期監査や例月出納検査等の結果を踏

まえて慎重に審査を実施しました。

第2章の第1審査の結果ですが、審査した限りにおいて、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、関係証書類等と合致し正確であると認められました。予算の執行等については、一部に留意又は改善を要するものが見受けられたものの、議決の趣旨及び関係法規等に従いおおむね適正に処理されていると認められました。

12ページをお開き願います。

第2決算の状況ですが、さきほど会計管理者から説明があったので省略します。

14ページをお開きください。

第3章審査意見ですが、一般会計、特別会計ともに実質収支は黒字となりました。財政の健全性を示す各指標のうち、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、地方交付税が増加したものの、歳入の臨時財政対策債が減少した一方、歳出の定年延長に伴う退職手当が減少したため、前年度から変動はなく92.1%となりました。

また、一般会計等が将来負担すべき負債等の割合を示す将来負担比率は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の残高が増加したことなどにより、前年度から0.8ポイント上昇しています。財政調整用基金の残高は、県税収入の増等により、行財政改革推進計画の目標330億円を確保しました。

県債残高も強靱な県土づくりを進める中、臨時財政対策債が減少したことなどにより、実質的な県債残高は9億9千万円余り減少しており、目標額の6,500億円を大幅に下回っています。今後とも物価高騰への対応に加え、人口減少対策や地方創生の推進、災害に強い県土づくりなど、行政需要の増大が予想されます。については次の五つの事項に十分留意し、限られた財源の中で、効率的かつ効果的な行財政運営が行われるよう期待するところです。

まず第1点目は、行財政改革の推進についてです。急速に進行する高齢化等に伴う社会保障関係経費の増加、防災・減災・国土強靱化の推進や金利上昇による公債費の増高など、義務的経費の増大が見込まれます。加えて今後、県有建築物や公共インフラ施設の大規模改修や更新

のために多額の費用が必要となります。このため、インフラの老朽化等に対応した財源の確保や事業の選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するなど、今後とも弛むことなく行財政改革に取り組むよう要請しました。

第2点目は、DXの推進についてです。本県では大分県DX推進戦略のもと、これまで行政手続の電子化や窓口のキャッシュレス化の推進など行政基盤の構築を進めており、AIや衛星データを活用した災害情報の収集と分析による初動体制の強化など、多方面での導入に取り組んでいます。今後とも県民の声をしっかり取り入れたDXの推進により、行政の高度化と業務の効率化につなげるよう要請しました。

第3点目は、収入未済額の縮減等についてです。一般会計及び特別会計の収入未済額は、合計24億474万円余りで、前年度に比べ5億2,964万円余り減少しています。このうち一般会計については、県税が徴収強化に努めてきたこと等により、前年度に比べ883万円余り減少しています。

一方、特別会計も前年度に比べ5億2,080万円余り減少していますが、昨年度の用品調達特別会計における減額調定処理の遺漏5億1,934万4,364円を除く実質的な収入未済額は145万円余りの減少となっています。引き続き公平な負担と自主財源確保の観点から、安易に不納欠損処理を行うことなく、回収が困難な未収金の外部委託や包括外部監査で提言された専門部署での一元管理についても検討するなど、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努めるよう要請しました。

第4点目は、財務事務の執行についてです。定期監査等において、一部に留意又は改善を要するものが見受けられたものの、おおむね適切な処理が行われていました。是正改善の必要性が認められた事例の主な要因として、財務事務に関する基礎的な会計知識等の不足に加え、財産管理については安全管理に関する意識の欠如や公の財産としての認識不足が考えられます。このため、所属長や班総括等によるチェック体制を確立することなどにより、財務事務や財産

管理の様々なリスクの芽を早期に摘み取るとともに、経済性、効率性等の観点から事業執行に努めるよう要請しました。

第5点目は、内部統制の徹底についてです。内部統制の運用が不十分であったことが原因と考えられる重大な不適切事案が3件発生しています。これは、委託事業に関しては不正又は不適切行為を防止する仕組みが不十分であったこと、補助事業では不正防止策や事業の進行管理、チェックが不十分であったことなどが要因と考えられます。このため、委託事業については人任せにしないこと、補助事業については所属長による的確な進捗管理や事業終了後も着実にフォローアップすることが肝要であるという認識に立ち、内部統制の徹底に努めるよう要請しました。

歳入歳出決算に係る審査意見は以上のとおりです。なお17ページから99ページにかけては、第4章決算の概要として個別の決算状況を記載していますが、説明を省略します。

少し飛んで103ページをお開き願います。

基金運用状況についての審査意見です。第1章の第1審査の基準ですが、大分県監査委員監査基準に準拠して行いました。第2審査の対象は、大分県土地開発基金及び大分県美術品取得基金の二つの基金です。第3審査の方法等は、基金運用状況書の計数は正確で、関係証書類と合致しているかなど、記載の3点に主眼を置いて審査を行いました。

次に第2章審査の結果ですが、両基金とも前章のとおり審査した限りにおいて、運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、運用が確実かつ効率的に行われていることが認められました。

第3章審査意見ですが、引き続きそれぞれの設置目的に沿った有効な活用に努めるよう要請しました。

107ページをお開き願います。

健全化判断比率についての審査意見です。第1章の第1審査の基準ですが、大分県監査委員監査基準に準拠して行いました。第2審査の対象は、健全化判断比率及びその算定の基礎とな

る事項を記載した書類です。第3審査の方法等ですが、健全化判断比率の算定が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかなど、記載の2点に主眼を置いて関係書類と調査照合し、関係部局から説明を求めるなど慎重に審査を行いました。

次に第2章審査の結果ですが、審査に付された書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であることが認められました。

次に第3章審査意見ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字が生じていないことから算定されず、また実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化の基準未満であったことから、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

最後に111ページをお開きください。

資金不足比率についての審査意見です。第1章の第1審査の基準ですが、大分県監査委員監査基準に準拠して行いました。第2審査の対象は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。第3審査の方法等は、資金不足比率の算定が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかなど、記載の2点を主眼として慎重に審査を行いました。

次に第2章審査の結果ですが、大分県病院事業会計など六つの会計について、審査に付された書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であることが認められました。

次に第3章審査意見です。いずれの会計も資金不足比率は算定されなかったことから、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。
小川副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔かつ明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

堤委員 決算の全体的な数字等を今聞いたんですが、第1回定例会のときに5年間の収支の状況表、見込表を出すよね。それと令和5年度の決算がほぼ確定するんだけど、その対比がどう

いう状況なのか、その部局が持つのか総務部が持つのか分からないんだけど、そこら辺の対比がどういう形になっているのか、分かれば教えてください。

馬場会計管理者 御質疑の件ですけれども、会計管理局の部分では全体の概要しか確認できていないので、担当部局で説明することになるかと思えます。よろしくお願ひします。（発言する者あり）担当部局の方でお願いします。

堤委員 担当部局というのは、総務部で全体をするのか、それともそれぞれの部で全部聞くということですか。総務部で聞けばいいということ、それでいいのかな。

馬場会計管理者 そのようにお願いします。

小川副委員長 ほかに委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 それでは、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 ほかにないので、これをもって決算の概要及び決算審査等の結果の審査を終わります。

なお、監査委員はこれで退席となります。お疲れ様でした。

〔監査委員、監査委員事務局退室〕

小川副委員長 これより会計管理局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、会計管理局長の説明を求めます。

馬場会計管理局長 それでは、会計管理局分について説明します。

まず初めに、令和5年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況についてです。タブレットの資料13番、令和5年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の12ページをお開き願ひします。

収入未済の解消についてです。用品調達特別会計は、県の機関で使用する文具などの消耗品や備品、印刷物の調達事務を一元化し効率的に

行うために設けているものです。令和4年度決算における用品調達特別会計の収入未済については、決算時期の減額調定事務の失念が原因でした。形式上、計上されたもので実際には収入すべき金額で未収金となったものはありませんが、再発防止策として次の措置を講じました。

物品調達の担当課において、本事務の処理について引継書やマニュアル等に記載し、決算時期には収入未済がないか確認することとし、随時業務の進捗管理を行うとともに、決算時期には会議での再確認や職員間での声かけを実施する等、事務処理に遺漏がないよう留意しました。

また、出納決算期間中に配信される歳入・歳出集計表により、収入未済の有無を確認し所属内で供覧することとしました。あわせて、会計課では各所属に仮決算調書を送付する際、未収金が発生している所属に対して、金額に間違いがないか十分確認するよう通知することとしました。

今後も事務の適正かつ正確な執行に努めていきます。なお、この用品調達特別会計については、令和5年度をもって廃止したことを改めて報告します。

続いて、令和5年度に実施された行政監査及び包括外部監査の結果について説明します。まず、行政監査結果についてです。タブレットの資料16番、令和5年度行政監査・包括外部監査の結果の概要3ページをお開きください。

1にあるとおり、行政監査は財務に関する監査とは別に毎年度、監査委員が県の事務執行について特定のテーマを選定し、適正性や効率性等の視点を主眼として実施するものです。

2にあるように、令和5年度は提案競技の実施状況を監査テーマとし、3に記載の着眼点から監査を実施していただきました。5の監査の結果については改善事項として9項目、検討事項として4項目の指摘を受けました。

最後に6のまとめですが、各所属の改善事項として、提案競技採用の意義や手続の理解を一層深め、適正な契約事務に努めること。また審査・指導室の検討事項として、提案競技の手引の記載内容の充実、研修を通じた制度の周知や

適切な運用を期待するとの意見等をいただきました。

これらの行政監査の結果等のうち、会計管理局に関する項目について説明します。

資料4ページから8ページまで改善・検討事項が列挙されていますが、会計管理局に対して改善事項1項目、検討事項4項目の指摘がありました。改善事項としては5ページを御覧ください。

項目欄の上から3番目、改善事項3の事業者の募集や選定手続についてです。監査結果等の欄にあるように、提案競技の応募者が参加資格を満たしているかについて、提案競技の実施前に参加資格確認の決裁手続を行うことにより、組織として確認した経緯を明確にしておくこととの指摘をいただきました。そのため、資格審査結果の一覧表を作成し、提案競技実施前に所属長の決裁を取ることとしました。

また、その上の検討事項1と検討事項2及び次の6ページの上から3番目、検討事項3については、いずれも会計管理局で作成している提案競技の手引の記載内容の充実についての指摘です。それぞれの指摘を踏まえて、プロポーザル方式とコンペ方式の違い、募集期間の設定、最低基準設定の必要性等について、手引の記載内容を見直し、8月末に全庁への周知を行っています。

次の7ページを御覧ください。

上から2番目の検討事項4については、会計管理局審査・指導室を含む6所属が実施した提案競技において、外部の有識者等を審査委員に加えることを検討するよう指摘がありました。この点についても特に専門的な視点に基づく審査を要する場合、高度な知識や技術・経験を有する外部の有識者・学識経験者を委員に加えるよう、手引の記載内容を改めています。

以上で行政監査についての説明を終わります。

なお包括外部監査については、当局では監査対象の事業はありませんでした。

続いて、会計管理局の令和5年度決算について説明します。タブレットの資料10番、一般会計及び特別会計決算事業別説明書により説明

します。307ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算額は、上段の表の左から4列目、支出済額の一番下の行にある歳出合計ですが13億6,327万9,730円です。その下の表、用品調達特別会計の歳出決算額は同じく表の左から4列目、支出済額の一番下の行、歳出合計ですが22億3,652万2,044円となっています。

309ページを御覧ください。

まず、会計課について説明します。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費は、決算額2億4,621万679円で、会計課及び審査・指導室の職員35人分の給与費です。下の表、第6目会計管理費は決算額3億3,355万2,761円で、会計事務の指導や財務会計システムの開発等に要した経費です。

次の310ページを御覧ください。

用度管財課分について説明します。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費は、決算額2億1,694万3,371円で、職員32人分の給与費です。下の表、第6目会計管理費は決算額2億4,817万427円で、本庁集中管理車の管理などに要した経費です。

次の311ページを御覧ください。

第7目財産管理費は決算額2億8,050万3,710円で、県庁舎本館及び新館の維持管理などに要した経費です。下の表、第8目県庁舎別館及び振興局費は決算額3,789万8,782円で、県庁舎別館等の維持管理に要した経費です。

次の312ページを御覧ください。

用品調達特別会計について説明します。第1款用品調達費第1項用品調達費第1目用品総務費の決算額83万6,416円は、前年度の決算剰余金を一般会計へ繰り出したものです。その下、第2目用品費の決算額22億3,568万5,628円は、各所属からの要求に基づく用品の購入に要した経費です。

続いてタブレットの資料9番、決算附属調書を御覧ください。歳入決算の予算額に対する増減額及び不用額の主なものについて説明します。資料の24ページをお開きください。

最初に、歳入決算の予算額に対する増減額についてです。科目欄の中ほど雑入のうち、増収となったものの一番上、用度管財課所属分218万1,951円は、庁舎管理費収入が見込みを上回ったことによるものです。

29ページを御覧ください。

不用額について説明します。科目欄の総務費、総務管理費の6番目にある財産管理費3,125万1,599円は、県庁舎管理事業の光熱水費が見込みを下回ったこと等によるものです。

ページが飛んで84ページを御覧ください。

特別会計の不用額について説明します。一番下にある用品調達特別会計の用品費3億6,305万3,372円は、各所属からの用品要求が見込みを下回ったことによるものです。

以上で会計管理局関係の説明を終わります。

小川副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 それでは、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

これをもって会計管理局関係の審査を終わります。執行部の皆さんはお疲れ様でした。

これより内部協議を行うので、委員の方はお残りください。

〔会計管理局退室〕

小川副委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの会計管理局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 特にないので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質

疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川副委員長 それでは、そのようにします。

以上で会計管理局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室するので、しばらくお待ちください。

〔監査委員事務局入室〕

小川副委員長 これより監査委員事務局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、監査委員事務局長の説明を求めます。

河野監査委員事務局長 監査委員事務局関係の決算について説明します。

昨年度は知事部局や教育庁、警察本部など270機関に対する定期監査をはじめ、提案競技の実施状況についてをテーマとした行政監査や県が出資等を行っている団体への監査等を実施しました。

それでは資料番号10番、令和5年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の333ページをお開きください。

監査委員事務局関係は、第2款総務費第9項監査委員費のみであり、予算現額1億9,482万4千円に対して、支出済額は1億9,391万672円で、不用額は91万3,328円です。

その内訳については、次の335ページをお開きください。

まず第1目委員費は、予算額1,897万8千円に対して、決算額は1,885万9,851円です。この内訳は、常勤監査委員1人分の給与費及び非常勤監査委員3人分の委員報酬の計1,825万999円と旅費など監査に要した経費60万9,752円です。

その下の第2目事務局費は、予算額1億7,584万6千円に対して、決算額は1億7,505万821円です。この内訳は、事務局職員

21人分の給与費1億6,682万4,088円、事務局運営費として事務局職員の旅費や需用費など監査補助に要した経費、会計年度任用職員経費の計822万6,733円です。

小川副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

末宗委員 監査委員事務局に言いたいんだけど、いつも監査委員の報告書が何月分、何月分とたくさん出ているよね。あんな分厚いのは勉強不足だとなかなか読まなくて、要約したのでいいんだけど。その要約をしたのを簡単に作るのは事務的にはどのくらいの手間がかかるんかね。簡単にできるなら、そういうのが欲しいけど。

河野監査第一課長 今の御質疑、御要望についてお答えします。毎月、事業会計等について例月の検査をしており、あわせて決算時期には決算審査をしています。その報告書をまとめているのですが、そういう声があるということで、今後そういった対応ができるのか、検討したいと考えています。（「よろしく」と言う者あり）

小川副委員長 ほかに委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 それでは、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 ほかにないので、これで質疑を終了します。

以上で監査委員事務局関係の審査を終わります。執行部の皆さんはお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔監査委員事務局退室〕

小川副委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの監査委員事務局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見、要望事項等があればお願

いします。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 特にないので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川副委員長 それでは、そのようにします。

以上で監査委員事務局関係の審査報告書の検討を終わります。

これをもって本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川副委員長 それでは、次回の委員会は明日3日、木曜日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。